

【歯科】ホームページ等への掲載を要する事項

(2025年5月)

※掲示内容欄に特に記載がある場合を除き、自院のホームページを有しない場合にはweb掲示義務はありません。

	項目	掲示内容
1	保険医療機関である旨	保険医療機関の指定を受けていること。
2	近畿厚生局に届け出たすべての届出医療	届け出た施設基準の一覧。
3	明細書の発行状況に関する事項	明細書の発行状況。 ※医療機関の状況により掲示内容は異なる。院内掲示例は「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日厚労省)で示されている。

＜保険外負担に関する事項＞

	項目	掲示内容
4	保険外併用療養費	近畿厚生局に届け出た保険外併用療養費の内容及び費用。 (予約料、金属床総義歯等、近畿厚生局に保険外併用療養の実施を届出たもの)
5	療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収	サービス等の内容及び料金。 (証明書代等の文書料、訪問診療の交通費、有床義歯の名入れ等)

＜施設基準、算定要件に関する事項＞

	項目	掲示内容
6	歯科初診料の注1(「歯科初診」)	院内感染防止対策を実施していること。
7	「地域歯科診療支援病院歯科初診料」	院内感染防止対策を実施していること。
8	初診料の 「歯科外来診療医療安全対策加算」1及び2	緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施していること。
9	初診料、再診料、外来診療料の 「医療情報取得加算」	①オンライン資格確認を行う体制を有していること。 ②当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。
10	初診料の 「医療DX推進体制整備加算」	① 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること ② マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ③ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。 ※③は2025年9月30日まで経過措置
11	再診料の 「明細書発行体制等加算」	算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。
12	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)、在宅がん医療総合診療料の 「在宅医療DX情報活用加算」	①医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること。 ②マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ③電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。 ※③は2025年9月30日まで経過措置
13	歯科疾患在宅療養管理料・在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料・小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の 「在宅歯科医療情報連携加算」	連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等。
14	処方料の 「外来後発医薬品使用体制加算1～3」	医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制に関する事項、並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること。
15	処方箋料の 「一般名処方加算1・2」	医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること。
16	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の 「歯科技工加算1及び2」	患者の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制が整備されていること。